

# 軍 事 史 学

第50卷 第1号

## 卷 頭 言

### 軍法会議の二面性

北 博昭

旧日本軍の陸軍軍法会議および海軍軍法会議は、明治憲法第六十条に根拠する。さらにいえば、この両軍法会議はそれぞれ陸軍軍法会議法、海軍軍法会議法によって設けられた特別裁判所たる司法裁判所である。

軍法会議の裁判官は、やはり司法裁判所である通常裁判所の裁判官と同じく、その職務と地位の独立を保障されていた。つまり、司法権イコール裁判権の行使において、法律以外の他の干渉は受けないのである。これを司法裁判所もしくは司法権の独立という。両軍法会議法の一九二二（大正十一）年の改正法施行以来、同法はその旨を規定し（両軍法会議法第三十七・四十六条ほか）、軍法会議が司法機関たることを示した。

時代は下つて一九四二（昭和十七）年、両軍法会議法には二二年以降初の根本的改正が加えられる。法務セクションにおける司法官試補有資格者の専門法官たる高等文官に、武官制が導入されるのである。

彼らは裁判官の変更など従来からの統帥的権限を有する軍法会議長官、すなわち個別の軍法会議を設ける当該部隊の最高指揮官を頂点とする統帥権下に組み込まれてしまう。両軍法会議法中の司法権独立の關係条項は審判への不干渉を記す第四十六条以外、すべて削除された。ただし、軍法会議法の大本たる憲法第六十条はそのままであった。

かくして、軍法会議は統帥機関へと移行する。この移行は、軍法会議が司法機関と統帥機関という二面性を素地としてもつことをはっきり教える。なお、該移行が、大戦になることを予想させる前年からの太平洋戦争への対応策に生ずることはない。

太平洋戦争は、独立を保障されていた司法権の行使をも統帥権の下に置かねばならぬほど、日本にとって、近代法発達史上、前近代への逆行を余儀なくさせる熾烈な戦であったといえるようだ。